

大和市告示第46号

大和市地域乗合交通創出支援事業要綱を次のように定める。

平成22年3月23日

大和市長 大 木 哲

大和市地域乗合交通創出支援事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、路線を定めて市内を定期的に運行する自動車等によって地域住民等を運送する地域乗合交通(以下「地域乗合交通」という。)の実現に向けた地域住民の主体的な取組み(以下「事業」という。)に対する支援について必要な事項を定め、もって、地域にふさわしい持続可能な交通手段の創出の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。

(支援の内容)

第2条 市長は、地域乗合交通の創出を目的として組織した10人以上の住民等(その半数以上が取組みを行う自治会の会員であるものとする。)から構成される団体(以下「住民団体」という。)が実施する事業に対して、予算の範囲内で、次に掲げる支援(以下「支援」という。)を行う。

- (1) コンサルタント等交通計画の専門家のあっせんその他必要な技術的な援助
- (2) 地域乗合交通の実施に必要な車両の確保に関する経費の負担その他市長が特に必要と認める経費の負担に対する金銭的な援助

(支援の期間)

第3条 支援の対象期間は、原則として市及び住民団体で行う大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例(平成14年大和市条例第20号)第12条に規定する協働事業(以下「協働事業」という。)の実施期間とする。

(事前の協議等)

第4条 住民団体は、支援を受けようとするときは、事前に市長と十分に協議及び調整を行った上で、協働事業の採択の決定を受けなければならない。

(支援の申請等)

第5条 住民団体は、支援を受けようとするときは、次の書類を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 大和市地域乗合交通創出支援申請書
- (2) 地域乗合交通の運行計画書(運行期間、運行ルート、運行時刻等がわかるもの)
- (3) 経費の算出根拠を示す仕様書及び見積書等

(4) 住民団体の規約

(5) その他市長が必要と認める書類

(支援の決定)

第6条 市長は、住民団体から前条各号に規定する書類の提出を受けたときは、別に定める基準に基づき、その内容を審査し、適否を決定した上で、当該住民団体に対し大和市地域乗合交通創出支援結果通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による支援の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(支援申請内容の変更)

第7条 住民団体は、前条の規定により支援の決定を受けた後に、支援申請内容の変更をしようとするときは、大和市地域乗合交通創出支援変更申請書に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出された場合は、その内容を審査した上で、大和市地域乗合交通創出支援変更結果通知書にて通知するものとする。

(実績報告)

第8条 支援を受けた住民団体(以下「支援団体」という。)が、地域乗合交通の運行を実施したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 運行に係る事項が記載された書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(支援決定の取消し)

第9条 市長は、支援団体が、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、支援の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援を受けたとき。

(2) 支援車両等を他の用途に使用したとき。

(3) 重大な交通事故又は交通違反等(以下「交通事故等」という。)を犯したとき。

(4) 支援決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支援の決定を取り消したときは、支援の全部又は一部の返還を命ずるものとし、支援団体は速やかに支援により使用を認められた財産(以下「支援車両等」という。)を返還しなければならない。

3 第1項の規定による支援決定の取消しにより、支援団体に損失が生じても、本市はその損失について一切補償しないものとする。

(利用状況等の報告)

第10条 地域乗合交通の運行を実施したときは、支援団体は、毎月20日までに前月における地域乗合交通の運行に係る利用状況及び収支状況等について市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときに、支援団体に報告を求めることができる。

(事故等への対応と報告)

第11条 支援団体は、地域乗合交通の運行によって、交通事故等により運転者、添乗者、利用者又は第三者に損害を与えた時は、速やかに市長に対し報告するとともに、本市が加入する自動車保険の適用とならない事項については、支援団体が自己の責任においてこれを解決し、その損害を賠償しなければならない。

(取得財産の管理等)

第12条 支援団体は、支援車両等について、細心の注意を払って管理しなければならない。

2 支援車両等が損傷を受けた場合は、市長が修復するものとする。ただし支援団体の故意若しくは重大な過失による場合又は交通事故等で自動車保険の適用となる場合はこの限りではない。

3 支援車両等に掲示物を掲載する場合は、事前に市長と十分に協議及び調整を行い、本市との協働事業としてふさわしくないものや、公序良俗に反するものを掲載してはならない。

(市の行う事業等の周知に対する協力)

第13条 支援団体は、本市及び関連団体等の事業の周知に協力しなければならない。

(帳簿の保存)

第14条 支援団体は、地域乗合交通に関する収支を明らかにした帳簿等を年度ごとに備え、地域乗合交通の検討又は運行を実施した日の属する事業年度の翌年度からそれぞれ5年間保存しなければならない。

(事業の中止)

第15条 支援団体は、地域乗合交通の運行を開始した後に運行を中止するときは、運行を中止する日の90日前までにその旨を記載した書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により地域乗合交通の運行を中止した支援団体は、市長に対し、速やかに支援車両等の返還をしなければならない。

(様式)

第16条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第16条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市地域乗合交通創出支援申請書	第5条及び第6条
第2号様式	大和市地域乗合交通創出支援結果通知書	第6条
第3号様式	大和市地域乗合交通創出支援変更申請書	第7条
第4号様式	大和市地域乗合交通創出支援変更結果通知書	第7条